

－ 生徒心得 －

生徒は教科、特別活動および学校行事等のすべてに参加し、活動しなければならない。

1 登校・下校

- (1) 8時25分までに登校し、5時30分までには下校する。
- (2) 休業中の活動時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 原則的に12月29日から1月3日までは登校しない。

2 服装・頭髪

- (1) 学校指定の制服を正しく着用すること。式典・行事は基準制服を着用する。

○基準冬服（11月1日～4月30日）

- ・男子：指定のブレザー・ネクタイ・シャツ（ブルー）・スラックスとする。
- ・女子：指定のブレザー・リボン・シャツ（ブルー）・スカート・スラックス・白、黒、紺、無地ソックス（ワンポイント可）（ルーズソックス禁止）
スラックス着用時にネクタイの着用を認める。
- ・基準制服として指定セーター・ベストを定める。ブレザーの下に指定セーター・ベストを着用することを認める。

○基準夏服（5月1日～10月31日）

- ・男子：指定のシャツ（ブルー）・指定のポロシャツ（紺）
ネクタイ・スラックスとする。
- ・女子：指定のシャツ（ブルー）・指定のポロシャツ（紺）
リボン・スカート／スラックス・白、黒、紺、無地ソックス（ワンポイント可）とする。
- ・ネクタイ・リボンは着用しなくても可。

制服基準表

セーター	ベスト	カーディガン
着用可 指定のもの 本校〔A〕イニシャル 入り・紺	着用可 指定のもの 本校〔A〕イニシャル 入り・紺	着用不可

※式典・行事以外は無地の白ワイシャツ・ブラウス・指定のポロシャツ（白）の着用を認める。

※※指定セーター・ベストでの登下校を認める。

☆夏服、冬服への移行期間を設ける。

- (2) 髪は、清潔なものとする。髪の毛に色を付けるなどの加工を施した場合は指導する。
- (3) アクセサリー等装飾品を身に着けることや化粧をすることを禁止する。
- (4) 履き物は、登下校には靴を、校内では指定の上履きを使用し、記名すること。
- (5) 本校生徒として、品位を保つ、清潔感の身だしなみを心掛けること。

3 問題行動

- (1) 暴言・暴力行為・いじめ
- (2) 盗み・万引き
- (3) 考査不正行為と類似行為
- (4) 飲酒・喫煙（同席・所持も含む）
- (5) 規定外の火気使用
- (6) オートバイ・自動車による通学（同乗も含む）
- (7) 校内での政治的活動
- (8) 授業中の携帯電話使用や着信音の鳴動
その程度によって特別な指導を行う場合がある。

4 許可を要する事項

- (1) 集会、催し物、施設用具の特別使用
- (2) 外部との競技、試合、集会、外部団体への加入
- (3) ポスターの掲示、ビラの配布、印刷物の刊行・配布
- (4) 早退・外出・活動延長
- (5) 休日の校舎・施設の利用
- (6) 募金、売買等の行為
- (7) アルバイト

注 (1)(2)(5)については所定の用紙を用いること。(3)についてはポスターは生活指導部の許可を受けること。ビラ・印刷物は関係の先生に示し、承認を受けること。(4)については生徒手帳の該当欄に記入し、担任または関係の先生の許可を得ること。

5 掲示物許可について

- (1) 生活指導部の許可のないものは認めない。
- (2) 枚数は10枚以内とする。

6 届出事項

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退は事前に連絡し、登校の際、生徒手帳の該当欄に保護者が記入・捺印して届け出ること。

また、学校保健安全法に定める感染症にかかった場合は、直ちに届け出るとともに出席可能となった日以降に登校許可証（別掲）を提示すること。

- (2) 1週間以上の病気傷害欠席は、医師の診断書を添えること。
- (3) 忌引きについて

親族が死亡した場合、以下のように忌引き日数を認める。

一親等（父母）	引き続く	7日
二親等（祖父母）	引き続く	3日
三親等（伯叔父母など）		1日
同居家族		1日

なお、葬儀が遠隔地で行われる場合は、その往復日数を加算することができる。

- (4) 生徒、保護者の住所変更および保護者の変更は、その旨直ちに担任に届け出ること。
- (5) 家族または同居人に病原性の強い感染症にかかった者が出た場合は、登校せずに直ちに届け出ること。

7 願い出事項

- (1) 転・退学願は理由を付し、保護者から願い出ること。
- (2) 休学願いは理由を付し、医師の診断書を添えて保護者から願い出ること。休学は3ヵ月以上2ヵ年まで許可される。
- (3) 通学、在学、学生割引、卒業見込、成績等証明書は所定の手続きにより、経営企画室に申し出ること。

8 校内生活

- (1) 校舎内では静粛にする。
- (2) 校内は清潔にし、清掃に協力すること。

- (3) 校具、施設は大切に扱い、破損の場合は関係の先生に直ちに届け出ること。場合によっては実費を弁償する。
- (4) 冷暖房器具の取り扱いには十分注意すること。
- (5) 図書館、保健室、進路指導室、部室を利用するときは、使用規定を守ること。
- (6) 定期考査1週間前より、中間考査の場合は成績点票提出日まで、期末考査の場合は成績会議の日まで職員室への出入りを禁止する。
- (7) グランド、コート以外では教育活動以外のスポーツ、遊戯はしないこと。

9 所持品

- (1) 生徒手帳は常に携帯すること。
- (2) 所持品には記名し、貴重品の番号等は控えておくこと。
- (3) 多額の金銭や貴重品は、なるべく持参しないこと。必要あって持参した場合は、各自管理に注意すること。
- (4) 自転車・靴箱・ロッカー・部室等には必ず鍵をかけること。
- (5) 所持品の紛失または拾得物は、担任または生活指導部に届け出ること。

10 校外生活・旅行

- (1) 学校外においても常に本校生徒としての品位保って行動すること。
- (2) 高校生として相応しくない場所への出入りを禁止する。
- (3) 行動については、すべて保護者の許可を得ること。
- (4) 次の点に注意すること。
 - (a) 性別・体力・経験等に応じて余裕のある無理のない計画を立てること。
 - (b) 旅行計画について、無理があるとの指導を受けたときは再考すること。